

7 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年3月15日

◆審査事項「高齢者の介護・医療について」

Q 柳下礼子委員

- 1 高齢者雇用確保措置について、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止等があるが、県として現場の実態をどうつかんでいるのか。先日、本委員会で株式会社辻井製作所を視察した。高齢者が生き生きと働き続けている実態を視察し、本当に素晴らしいところに連れて行ってもらったと感動したところである。そこで伺うが、資料5ページの「65歳を超えた雇用と社会参加に関する団塊世代の意識」でも、まだ働けると考える方が7割を超えている。今後、このような企業を県内に広げるために、県として具体的にどのように考えているのか。
- 2 高齢者の生涯教育の充実について、社会参加機会の拡大のためには、経済的負担の軽減が大変重要と考える。民間でも、60歳を超えると映画の割引がある。この点について重要と考えるがそのような認識を持っているのか。
- 3 具体的に確認したいのは、武道館、航空公園、自分も障害者や高齢者と利用して素晴らしい施設と感じた、伊豆潮風館における、こうした県有施設への高齢者の減免状況、利用状況、利用率、今後の方針などについて教えてほしい。

A 就業支援課副課長

- 1 高齢者の継続雇用に前向きな企業が県内にあるというのは、県としても心強く思っている。こうした事例を少しでも多くの方々に知っていただくように、普及啓発に力を入れていくことが大事だと考えている。埼玉労働局と連携し、高齢者の継続雇用に前向きな企業に対する表彰や優良事例の紹介など、具体的な発信を強化してまいりたい。

A 福祉政策課長

- 2 今定例会では、武道館を始めとした県立施設

の使用料の高齢者減免の廃止議案を提案しているところである。高齢者減免は、高齢者の経済的負担の軽減と高齢者の社会参加を促進することを目的に平成6年度に導入した。現在の高齢者を取り巻く環境、例えば、65歳以上の世帯の支出水準又は貯蓄が全世帯の水準を上回っていることや、社会参加活動についても高齢者の割合がかなり増加している状況を勘案して、負担の公平性と財源の確保という財政的な見地から見直しを行った。

高齢者は一律に保護されるということではなく、元気な高齢者が介護の必要な高齢者を支えるなど、その能力に応じて社会参加を図っていくことがよいと考えている。

そうした中で今回の見直しが図られたということで御理解いただきたいと考えている。

A 障害者福祉推進課長

- 1 伊豆潮風館は、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉センターで、第二種社会福祉事業に位置付けられている。今回議案として提出している65歳以上の高齢者利用料金の廃止については、同館も対象になっているが、要介護・要支援の高齢者は、引き続き障害者料金が適用される。

65歳以上の高齢者の利用は、全体の利用者の約25%を占めている。障害者本人と介護者の利用率は約65%なので、同館の本来の利用目的にかなっていると考ええる。

Q 柳下委員

- 1 辻井製作所では80歳超の方が元気に働いている。年金をもらえる年齢に達すると、年金と給料を合わせて、定年時の給料を維持することも素晴らしいと思った。おじいちゃんの技術が高く、一生懸命働いている姿を見て、子や孫も就職するとのことである。なかなか素晴らしい

と思うが、辻井製作所には行ったことがあるのか。

- 2 高齢者の減免について、財政面から一律に廃止するというのは、福祉の立場に反しているのではないか。高齢者が生涯教育やボランティア活動で、いろいろな施設を利用して活躍している。高齢者が寝たきりならず生き生きと活動していることは県政全体にとっても大きなメリットになる。ここに予算を投入することは重要だと考えるがどうか。福祉関係の施設では、本定例会における高齢者減免の廃止は、どれくらい該当するのか。また、全部で何人くらいが対象になるのか、併せて伺う。

- 3 伊豆潮風館は、を利用する障害者の中でも、65歳以上の高齢者が占める割合は高いと思う。脳卒中や脳梗塞やパーキンソン病の方を含めて、65歳以上になってから障害者になった場合の手当が廃止されたのに、二重三重に差別するようなことを行っている。これで本当に福祉といえるのか。

A 就業支援課副課長

- 1 話は聞いているが、現地に行ったことはない。今、委員から、非常に詳細な臨場感のある話をいただいて、改めて現場を見なければいけないと思った。

A 福祉政策課長

- 2 先ほど申し上げたように、高齢者を取り巻く環境が平成6年当時と変わり、一律の必要性がなくなった。今回減免を廃止する予定のそれぞれの施設で、例えば、高齢者向けのパスポートや回数券などの導入を検討するなど、引き続き、高齢者の利用が確保されるような支援を考えているという話を聞いている。また、福祉関係の施設で影響がある施設については、障害者交流センターと伊豆潮風館が減免の影響を受ける。

A 障害者福祉推進課長

- 2 伊豆潮風館については、平成23年度に65歳

以上の減免適用を受けた人数は、3,366人であった。これには、65歳以上の障害者は含まれていない。

- 3 平成22年1月から在宅重度障害者手当を65歳以上になってから障害者になった方を対象外にしたのは、福祉の後退ではないか、との御指摘であるが、65歳以上で障害者になった方は、介護保険サービスの対象であるため、今後、高齢者福祉施策を進める中で総合的に支援していくということで、同手当の対象外にしたところである。

Q 柳下委員

- 1 伊豆潮風館では、65歳以上の減免適用者が、3,366人とのことであったが、これは全体の利用者の何%に当たるのか。また、減免を廃止することによって、どのくらいの収益につながるのか。
- 2 先ほどの質問で、武道館や航空公園について答弁がなかったが、その点はいかがか。

A 福祉政策課長

- 2 武道館や航空公園など他部の状況については、手元に資料がないので、後ほど確認の上、各委員に資料提供したい。

A 障害者福祉推進課長

- 1 全体の利用者は13,652人であり、減免適用者の割合は24.7%である。
- また、減免を廃止することによる収益については、明確には把握していないが、高齢者利用者が3割程度減少すると試算している。

Q 柳下委員

伊豆潮風館は、これまで利用者数を上げるために、食事改善をしたり、いろんな形で努力してきたと思うが、利用者のうち、24.7%の人たちが影響を受ける減免の廃止は、間違っていると思う。減免の廃止について、県民や利用者の要望を聞いたことはあるのか。

A 障害者福祉推進課長

最初にもお話したが、伊豆潮風館は障害者のための施設である。高齢者についても県の方針として減免してきたが、先ほどの福祉政策課長の答弁にあったように、一律の減免は時代に合っていないということで廃止する。高齢の障害者の方、介護が必要になった方、生活保護受給者、低所得者は、減免制度が維持されるので、御理解いただきたい。

Q 柳下委員

時代に合っていないとのことだが、これからは高齢者が多くなる。歳を取っても、できるだけ元気で生き生きとすることが、県全体の利益になる。部局がお互いに連携しながら、高齢者に対する総合的な施策を充実させていくことが必要なのではないか。そういう点で、時代に合っていないという認識は間違っていると思う。地元の高齢者用のバスでも、今まで無料だったものが100円負担になっただけでも、大変な騒ぎになっている。その辺を認識していただきたい。(要望)

(意見・提言)

柳下委員

- 1 高齢者就業の確保を図るために、先進的な現場に学び、高齢者就業に貢献する企業を増やすように努めること。
- 2 高齢者の生涯活動の充実のために、多様な参加機会の拡大の条件として、利用料金など、経済的負担の軽減を引き続き図ること。
- 3 武道館、航空公園、伊豆潮風館など、県有施設での高齢者の利用率を高めるために、利用料金の引下げなど、あらゆる努力をすること。

委員長

柳下委員、意見・提言2・3については、県有施設全体としてしまうと、本委員会に出席している執行部（福祉部）の対応が困難になるのではないかな

柳下委員

県有施設は福祉施設に変更することでよい。

委員長

その内容に変更することでお願ひする。